平成２４年（フ）第３１４号
京都府木津川市木津下川原23番地５　市営住宅下川原団地１―102号
債務者　小島あすか
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３２２号
京都市西京区下津林東大般若町20番地　桂川ロイヤルハイツ101号室
債務者　野村　清高
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３４５号
京都市右京区太秦安井柳通町14番地　サニーハイツかどの205
債務者　八木橋知佳（旧姓有澤）
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３４６号
京都市伏見区両替町15丁目131番地
債務者　黒川　誠司
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２８号
兵庫県加古郡播磨町北本荘７丁目９番15号、従前の住所兵庫県明石市林崎町３丁目502番地の62　404号
債務者　井元　文雄
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第８７号
兵庫県加古郡稲美町加古355番地
債務者　黒田麻利恵
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１０３号
兵庫県姫路市大塩町419番地
債務者　棒谷　祥生
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１２２号
兵庫県加古川市加古川町稲屋392番地の26
債務者　高橋美由紀（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１２６号
兵庫県姫路市網干区興浜1209番地13
債務者　濱田　綾香（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１３１号
兵庫県姫路市飾磨区蓼野町210番地　フォレスト21―202号
債務者　糸谷　令子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３６８号
福岡県大野城市つつじケ丘４丁目５番３号
債務者　山本　朋子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９６９号
福岡県宗像市石丸３丁目４番18―125号
債務者　大和　徳英
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５４号
福岡県糸島市浦志３丁目13番９号　108
債務者　光武　重則
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５５号
福岡県糸島市浦志３丁目13番９号　108
債務者　光武　誠子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２５号
福岡市博多区三筑２丁目22番２―202号
債務者　砥綿　秀和
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２６２号
福岡市早良区星の原団地９番416号
債務者　谷田　功太
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２８０号
福岡県春日市日の出町２丁目73番地１日の出町団地１棟304号
債務者　中村佐津美
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部